

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和4(2022)年度第3回みよし市行政改革推進委員会		
開催日時	令和5(2023)年2月24日(金)午後2時～午後2時40分		
開催場所	市役所6階 601、602会議室		
出席者	(会長) 村松幸廣 (職務代理者) 鰐部兼道 (委員) 大橋綾香、久野宗秀、窪田浩司、鈴木千郷、野々山清、増岡和明 ※50音順、敬称略 (みよし市) 小山市長、酒井副市長、増岡教育長、 清水政策推進部長、伊藤政策推進部参事、深谷総務部長、 岡田市民協働部長、深津福祉部長、伊藤子育て健康部長、成田環境経済部長、 久野都市建設部長、富田教育部長、 新美教育部参事、城議会事務局長、加藤監査委員事務局長、加藤病院事務局長 (事務局) 海堀政策推進部次長兼企画政策課長、木戸副主幹、加藤副主幹、岡田主事		
次回開催予定日	令和5(2023)年6月頃		
問合せ先	政策推進部企画政策課 担当 木戸、岡田 電話番号 0561-32-8005 ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
次第	1 あいさつ 2 協議事項 受益者負担の見直しに関する基本方針について		
典 礼 海堀課長	御起立ください。一同礼。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回行政改革推進委員会を開催します。 本日、傍聴者がいらっしゃいます。傍聴される方におかれましては、受付時にお渡しいたしました注意事項を厳守いただきますようお願いいたします。 なお、御欠席されておりますが、令和5年1月1日付けで小玉委員に代わり、大野委員が新しく就任されましたことを御報告申し上げます。 それでは、小山市長よりあいさつをさせていただきます。		
小山市長	皆様大変お忙しい中、行政改革推進委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。 また日頃から皆様におかれましては、市政に対しての様々な御助言御協力をいただき、心から敬意と感謝申し上げます。 今回は、行政改革推進委員会であり、受益者負担の見直しに関する基本方針等々について、皆様から御意見をお伺いすることになっております。 この後、数回会議を開催し、皆様からの御意見をいただきながら、市としての		

	<p>施設使用料の改定をさせていただくこととなります。</p> <p>現状で申し上げますと、施設ごとに考え方が異なるものもあり、より市民の皆さんに御理解御納得いただける公平な制度とするために、基本的な考えをしっかりと整理をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>今回決定する使用料等については、基本的に4年間継続されます。市民の皆様への影響も大変大きな事業であると思っておりますので、ぜひ皆様方から忌憚のない御意見をいただき、皆様の思いをしっかりと反映しながら使用料の見直しということに臨ませていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>皆様方からの御理解と御協力をお願い申し上げます。</p> <p>それでは簡単であります、私からの挨拶とさせていただきたいと思っております。</p>
典 礼 海堀課長	それでは、村松会長から御挨拶をいただきたいと思います。
村松会長	<p>皆さん本日は雨が降り足元が悪い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>また、年度末でありそれぞれお忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>世界情勢は、非常に混沌としてきております。ロシアも一歩も引く様子はなく、これからどうなるかという不安もございます。</p> <p>またエネルギーの確保という課題も続いておりますし、また円安ということもあり、医療品等の物価が上昇してきております。</p> <p>このような中、行政の役割というのは非常に大きいものと思っております。</p> <p>今日は委員の皆さん方の御忌憚のない御意見をいただき、会を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
典 礼 海堀課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで、市長から行政改革推進委員会へ、受益者負担の見直しについて諮問をさせていただきます。</p> <p>村松会長は、恐れ入りますが席の前へお進みください。市長、お願いします。</p>
小山市長	<p>みよし市行政改革推進委員会 会長 村松幸廣様</p> <p>「受益者負担の見直しについて</p> <p>みよし市行政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき、受益者負担の見直しについて、貴委員会の意見を求めます。」</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
典 礼 海堀課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、小山市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは、会議の進行につきましては、本委員会設置条例第6条の規定に基づき、会長に議長として議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
村松会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進めたいと思っております。</p> <p>では、議題の「受益者負担の見直しに関する基本方針について」、今回はボリュームが多いので、資料1-1から1-3とそれ以降に分けて審議を進めたいと思っております。それでは前半部分について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>「受益者負担見直しに関する基本方針について」説明させていただきます。</p> <p>資料1-1を御覧ください。受益者負担見直しスケジュールです。</p> <p>受益者負担の見直しについては、4年ごとのスパンで行っており、令和5年度に見直しを行い、令和6年4月からの適用となります。</p> <p>本日の会議は3番です。本日基本方針の案について御審議をいただき、方針の決定をしていきます。</p> <p>今後については、来年度にかけて、各課に各施設使用料等の見直し調査を依頼</p>

し、事務局で案をとりまとめた後、その中間報告について来年度6月に予定している委員会に諮っていきます。

その後、委員会でいただいた御意見を基に修正し、8月の委員会で、受益者負担額について決定をします。

その後は、条例改正を12月議会で行い、市民への周知を広報やホームページを通じて行っています。

それでは、今回の見直しについて説明をさせていただきます。資料1-2を御覧ください。

こちらは、前回、令和元年度での見直し以降、受益者負担に関して市民の方などからいただいた御質問や御意見についてまとめた表になります。

表の左側が質問や意見、右側が今回見直しで検討した対応内容となります。主だった改正を検討するものを抜粋して説明をさせていただきます。

1番は「冷暖房設備使用料について」です。

「①②冷暖房設備使用料を単独で設定する施設の基準と算定方法」ですが、これまで基本方針の中に記載がありませんでしたので、新たに記載します。

また、「参考」を御覧ください。

令和元年度の見直し時において、施設使用料とは別で冷暖房設備使用料を設定したのは、総合体育館アリーナ、柔剣道場、卓球場です。今回、卓球場についてのみ見直しを行う検討をしております。

その検討状況について、③を御覧ください。卓球場は、同じ時間帯に違う団体が同時で使用することがあるため、冷暖房料金と施設使用料を別で設定することにより、先に利用する方が冷暖房使用料を払っていただければ、次に使用する方が冷暖房使用料を払わなくても冷暖房を使用できる状況が発生してしまうことから、利用者間での不均衡が生じるという意見が上がっていること、また、卓球場は利用時に冷暖房設備を使用する頻度が高く、施設利用料の中に冷暖房設備使用料を含める形であっても利用者間で不均衡が起きにくいことから、見直しをします。

2ページを御覧ください。

2番、①照明施設利用料の基準についても、空調使用料と同様に、基本方針の中で基準の説明をしていく形に変更します。

また、③のとおり、今回の改正において、総合体育館アリーナの照明設備使用料の見直しを実施したいと考えています。

アリーナの照明については、大規模改修工事において照明のLED化を行い、照明単価を見直し、本年度7月から稼働を開始しています。単価見直しにより照明料金単価が大幅に安くなり、別で支払いをする手間が事務の煩雑化を招いているという意見が利用者から出されていることから、利便性を図るために施設使用料の中に照明使用料を込みとする形で改正を行いたいと考えております。

この改正を行うことにより、単独で設定する照明設備使用料は、屋外体育施設のナイター設備のみとなります。

続いて3番、修繕費の算入についてです。前回の見直し時に「大規模改修と修繕費を区分する基準が分かりにくい」との御意見があり、今回の見直しで「節11 細節13 修繕費 施設等 資産外」に該当する支出については修繕費に含めるものと基本方針内で定義づける形とします。

続いて資料3ページを御覧ください。

3番「附属設備使用料」です。

こちらについても、これまでの方針に算定式が入っていなかったことから新たに記載をさせていただきます。

続いて資料4ページを御覧ください。

8番「類似施設の料金統一について」です。

	<p>前回の見直しにおいて、修繕費等の一時的な経費を算入することにより一時的に価格が変動し、算出額の不均衡が起きることが多いため、使用用途が類似する施設については、平均単価で統一した方が良いのではないかという意見がございました。</p> <p>こちらについて、先日市の内部で構成する本部会議で検討した内容に基づき、事務局で提案内容をまとめましたので説明をさせていただきます。</p> <p>本日お配りいたしました資料1-3-2「類似施設料金統一の検討について」を御覧ください。</p> <p>まず、一番上に記載させていただきましたとおり、前回見直しにおける算定状況を事務局で確認しましたが、「一時的な経費を算入したことにより料金が高くなる」という状況は確認できませんでした。そのため、現在既に「類似施設」として料金を統一している施設と、新たな検討が可能な施設について、検討を行いました。</p> <p>現在、類似施設として料金を設定している施設は資料(1)のとおり、三好コミュニティを除くテニスコート、多目的広場、地区コミュニティの多目的広場です。</p> <p>別紙①を合わせて御覧ください。まず、左上の表「テニスコート」については三好コミュニティだけがクレーコートで100円、他のコミュニティがハードコートやオムニコート等全天候型であることから200円で料金統一されていました。</p> <p>これらについては、同じ「テニスコート」という用途であることから、今回の見直しにおいて、全てのテニスコートの料金を統一する形での見直しを行います。</p> <p>次に、同じく別紙①右上の三好丘公園と三好丘桜公園の多目的広場、下の地区コミュニティ広場の多目的広場については、料金が統一されているものの面積が大きく異なっており、料金を統一することでかえって利用者間で不均衡が起きている状況になっていることから、類似施設としての取扱いをやめ、面積に応じて算定することとします。</p> <p>次に、資料1-3-2(2)を御覧ください。新たに類似施設としての検討が可能な類似施設についてピックアップをし、検討をしました。野球場は面積が大きく異なり開館時間が異なっていること、多目的室、会議室、講座室等の施設を有する複合施設については、それぞれ立地条件に大きく違いがあり目的も異なることから類似施設とはみなさず、同一施設内で面積の近い施設、基準として5㎡以内の差の部屋のみ類似施設として統一するものとします。</p> <p>別紙②を御覧ください。今回の見直し基準に応じて、見直しを行うのは、サンライブの会議室1～3、講座室2～3のみ料金統一することとします。</p> <p>そしてここまでの検討の結果を資料1-3-2(3)のとおりまとめております。</p> <p>なお、一番下に記載をしているとおり、今回はこの内容で整理をしておりますが、類似施設の判断については、場合により判断が異なる場合が生じるため方針の中での定義づけはせず、見直し年次ごとに考え方を整理し、庁舎内の考え方を統一するものとします。</p> <p>前半部分についての説明は以上となります。</p>
<p>村松会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から具体的に説明いただきましたので、これから質疑応答に入ります。委員の皆様、何か御意見御質問はありますか。</p> <p>なお、御発言の際には、対象となる資料ナンバーを御提示の上、お互いに確認をしながら進めていきたいと思っております。</p> <p>前回見直し後に皆様からいただいた疑問点等修正を加えてあります。不十分な点もあるかと思いますが、恐らく事務局では膨大な作業を行われているものと思っております。何か御意見等はございませんか。</p>
<p>久野委員</p>	<p>久野と申します。別紙①の地区コミュニティ広場については、現在南部コミュニティとその他コミュニティで、2段階の料金に分かれております。</p> <p>天王コミュニティの多目的広場については、池を埋め立てて造られており、駐</p>

	<p>車場がなく他の施設と比べ利便性が悪くなっております。 今後は、利便性も踏まえて御検討いただけると良いのではないかと思います。</p>
村松会長	<p>ありがとうございます。何か他に御質問はございますか。 駐車場は近くにはあるのですか。</p>
久野委員	<p>全くありません。天王コミュニティは現状少年野球等や子ども会のラジオ体操等で利用されています。近所の方の利用が多く、駐車場で遠くから来ることはないかなと思いますが、今後、将来的に料金について御検討をいただければと思います。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。多目的広場を含めた施設においてもそれぞれ付随する施設は様々です。利便性を考慮すべきか検討をするために、今後、本部会議等に諮らせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
村松会長	<p>今後の検討課題ということで、よろしいでしょうか。 その他何かお気づきの点、質問等がありますでしょうか。</p>
野々山委員	<p>資料1-2の2ページ、2③【参考】の表記は「冷暖房」でなく「照明」ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>資料が誤っております。こちらの部分については「照明」と読み替えていただければと思います。申し訳ございません。</p>
村松会長	<p>御指摘ありがとうございます。他にございませんか。 無ければ後半部分の協議をさせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>続いて、資料1-4を御覧ください。 こちらが受益者負担の見直しに関する基本方針となります。 前回からの変更点について新旧対照表でまとめておりますので、資料1-5も合わせて御覧ください。なお、新旧対照表については、変更した部分を下線で、主だった変更をした部分を網掛けで記載しております。</p> <p>資料1-4基本方針の1ページを御覧ください。「1 はじめに」については、「受益者負担」の意味や性質と、見直しの必要性について説明をします。 続いて「2 受益者負担の見直しの基本方針」については、見直しの基本となる方針を(1)から章立てにして記載しています。</p> <p>(1)「負担の公平性」では、サービス利用者に対応の負担をしていただくことで、サービスを利用しない方との公平性が確保できること、 (2)「算定方法の明確化」では、市民の方にも御理解いただけるよう明確かつ適切に算出するために統一的な使用料算定方法に努めること、 (3)「受益者負担割合の設定」では、サービスの目的や性質に応じて公費負担の割合を設定すること、 (4)「効果的・効率的な行政サービスの提供」では、行政サービスに必要な使用料を節減するために、その算定基礎となる経費の節減に努めることを説明しています。</p> <p>続いて基本方針の2ページを御覧ください。こちらについては、今回新たに追加した項目となります。</p> <p>(5)「定期的な見直し」では、受益者負担を4年ごとに見直すこと、合わせてこれまで見直しの対象外としていた「指定管理者制度を導入する施設」についても今回から見直しの対象とし、5年ごとの管理者の選定に先立ってこの基本方針に</p>

基づいた算定を行うことを説明しています。

「3対象となる受益者負担」(1)については、受益者負担を「使用料」「手数料」「その他収入」に区分して行うことを記載しています。

(2)見直しの対象範囲です。こちらは新旧対照表3ページ中段を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となります。現行の方針に記載されている(5)「公募により指定管理者制度を導入するもの」については先ほどの説明のとおり対象外からはずし、今回から見直しの対象とします。

また、(6)「前回の見直し後において料金の新設をし、過去1年間の経費の算出ができないもの」について、現行では対象外としていますが、左側、改正案オのとおり、新設・変更後1年に満たない施設であり、かつ経費が算出できないものについてのみ見直しの対象から除外とするものとします。

続いて基本方針3ページにお戻りください。

「4具体的な算定方法」です。使用料、手数料、その他収入のそれぞれの算定方法について説明しています。

(1)の使用料については、施設の維持管理や運営のために必要な費用の合計を基に算定をします。

今回の改正においては、維持管理費の内容について、これまでより詳細に説明をしています。

続いて4ページを御覧ください。

「使用料に関する特記事項」アについては、これまで照明設備についてのみの記載であった部分に、新たに冷暖房設備使用料を加え、定義として「使用料を本来の施設使用料に含むことで利用者間の不均衡が生じ得る設備について、別途使用料を設定することができることを記載しています。

(2)手数料については、当該行政サービスを行うために必要な人的経費と物件費から年間処理件数を割り返して算出します。

(3)その他の収入については、これまで「講座受講料」のみの記載となっておりましたが、今回新たに「照明設備・冷暖房設備使用料」「附属設備(貸出備品)使用料」についても算定式を追加しております。

基本方針5ページを御覧ください。

「5激変緩和措置」です。算定の結果が現行料金を上回る場合、現行額の150%を改正の上限とすること、また、算定前後の料金の差が10%未満であった場合については、現行料金に据え置くことを記載しています。

続いて「6使用料の減額及び免除」についてです。「社会政策的配慮を有するもの」「真にやむを得ないもの」についてのみ限定的に減額又は免除の適用ができることを規定しています。

「7その他考慮すべき事項」については、近隣市町や民間との均衡を考慮すること、市外利用者への対応、子ども料金の設定、営利目的の場合の設定、曜日時間帯の設定、端数処理の考え方に加え、(6)として、先ほど御説明をした類似施設使用料の調整についての説明を新たに追加します。

「8見直しの時期」については、令和6年4月からの適用とすることを記載しています。

「9今後の予定」については、先ほど御説明をしたスケジュールにそって見直しを進めることを記載しています。

	<p>基本方針7ページを御覧ください。「使用料等に係る性質別負担割合」です。こちらは、施設が公共的なものか民間的なものか、選択性があるかないかに従い、利用者に負担していただく割合の一覧です。割合の見直し状況については、次の資料で説明をさせていただきます。</p> <p>資料1－6を御覧ください。 今回の見直し内容のうち主だったものを並べた表になります。 説明させていただいていない部分としては、一番下の「別表」小中学校施設について、これまで負担割合が100%でしたが、性質から勘案し、他のグラウンド設備や体育施設と同じ負担割合に変更し、50%とします。 また、総合体育館アリーナ照明、卓球場の冷暖房設備使用料については、これまで使用料を単独で設定していましたが、今回の改正で施設使用料に含む形に変更します。 また、手数料、附属設備使用料、講座受講料についてはこれまで表に記載がありませんでしたので、今回新たに記載をしております。</p> <p>最後に、別添資料として各課で使用料等を算定していただく際のシートを付けさせていただきます。 基本方針の決定後、各課にシートの作成依頼をさせていただき、次回委員会に向けて事務局で取りまとめをする予定としております。</p> <p>資料の説明は、以上となります。</p>
<p>村松会長</p>	<p>ありがとうございました。資料が多岐に渡っており、色々確認していただくのが大変だったと思います。 ただいま事務局から説明いただきました内容について、何か御意見御質問はありますか。 調査票も添付をしていただいております。事務局でもデータも入念に確認していただいております、かなり膨大な作業が必要だったと思います。お気づきの点等ございませんか。 では、私から質問です。電気料金は昨今の物価高騰で著しく変動しております。大学でも理科系の分野については教育に要する費用が多額となっております。その辺りの配慮や時限的措置等についてはどのように考えていますか。値上がり幅も著しいので行政で補填すべき部分もあるかもしれません。</p>
<p>事務局</p>	<p>御意見ありがとうございます。 今回の改定においては、高騰に伴う負担軽減の部分は踏まえておりません。光熱水費については、あくまでも3か年の平均、令和4年度までの実績に基づき、算出していく形となります。 今回の算出の結果、大きな変動がみられるという結果になった場合については、次回見直し時において検討をしていきたいと考えております。</p>
<p>村松会長</p>	<p>市民目線で考えると、あまり使用料が高くなると利用しづらいという状況が起きてしまうかと思うのですが。 他に何かございませんか。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>受益者負担金は長い目で見ると世代間の公平の観点が必要です。 そうした観点から、現在の電気料の使用料が高騰しており、この先が不安ということがあろうと、やはり過去3年間の実績から新たに4年間の料金を設定していくということが根底にあるので、やむをえないことなのではないかと考えております。</p>

村松会長	それはもちろんそうですが、早い段階から考えておく必要はあると思います。御意見ありがとうございます。
村松会長	それでは御意見御質問等無いようですので、原案通りお認めいただいたということでよろしいでしょうか。それでは進行を事務局にお返しいたします。
典 礼 海堀課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日いただいた御意見については、年度を跨いでしまいますが、次回の本部会議でしっかり検討し、さらにこちらの委員会で審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>今後は本日お決めいただいた方針を基に受益者負担、使用料や手数料等の見直しを実施していきます。</p> <p>会議の中で説明いたしましたとおり、第1回は6月頃、第2回は8月頃に推進委員会を開催し、使用料や手数料の見直しについて具体的な協議をお願いしたいと考えております。</p> <p>日程につきましては改めて決定し、御連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、「令和4年度第3回行政改革推進委員会」を終了いたします。</p> <p>御起立をお願いします。一同礼 ありがとうございます。</p> <p>【閉会】</p>